

議案第 22 号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成10年3月20日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例（昭和34年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び室（以下単に「課」という。）」を削り、

「総務課	「総務課
税務課	税務課
企画財政課	企画課
観光国際課	町民課
健康福祉課	を 観光課 に改める。
農林課	農林課
建設課	建設課
ダム対策室	水道課」
水道課」	

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。